

宮崎市子ども医療費助成制度あり方検討会設置要綱

(設置)

第1条 今後の人口減少・少子高齢社会を見据え、宮崎市の子ども医療費助成制度が将来にわたり持続可能、且つより効果的に子どもの健康維持に資するものとなるよう、今後の子ども医療費助成制度のあり方について検討するため、「宮崎市子ども医療費助成制度あり方検討会（以下「検討会」という。）」を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 目指すべき宮崎市の子ども医療費助成制度の姿と、その実現に向けた基本的な方針の検討に関すること。
- (2) 子どもにとってより良い医療のあり方に対する助言に関すること。
- (3) 前号に掲げるもののほか、検討会で必要と認めること。

(委員)

第3条 検討会は、次の委員をもって構成する。

- (1) 宮崎市内に居住し、0歳から高校生までの子どもを育てる保護者
- (2) 学識経験者
- (3) 医療関係従事者
- (4) その他検討会の運営上、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、1年とし、再任は妨げない。ただし、就任年度における委員の任期は、当該年度末までとする。
2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 検討会は、市長が委員の参集を求めて開催する。

- 2 検討会に座長を置く。座長は、委員の互選により決定し、会務を総括する。

- 3 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、委員のうちから座長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。
- 4 検討会は、委員の過半数の出席がなければ開催することができない。
- 5 検討会は、座長が必要と認めるときは、WEB会議システム(映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができるシステムをいう。以下同じ。)を利用して開催することができる。
- 6 座長は、必要に応じ、検討会の了承を得て、関係者の出席を求めることができる。

(報償)

第6条 委員が検討会等に出席（WEB会議システムの利用を含む。）したときは、報償として1日につき8,000円を支給することができる。ただし、2時間未満の場合には、半額の4,000円とする。

(秘密の保持)

第7条 委員は、その職務に関して知り得た情報を他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第8条 検討会の事務局は、子ども未来部親子保健課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年12月17日から施行する。

(準備行為)

2 この要綱を施行するために必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。